

第26回

総会議事録

日 時 令和4年6月13日（月）13時15分
場 所 山形市庁舎 10階 1002会議室

山形市農業委員会

総会委員名簿

令和4年1月20日現在

出欠	議席	氏 名	役 職 等
出	1	安達 良一	
出	2	石川 富夫	運営委員
出	3	高橋 徳郎	編集委員
出	4	井上 俊嗣	第3ブロック長
出	5	今野 智夫	第2ブロック長
出	6	丹野 都弘	
出	7	阿部 芳徳	
出	8	草薙 典美	
出	9	丸子 宏	運営委員、編集委員
出	10	長澤 弘	運営委員
出	11	鎌水 豊	
出	12	日下部 洋一	
出	13	梅津 茂	第4ブロック長、編集委員
出	14	小松 武	第1ブロック長、編集委員
出	15	新関 さとみ	農政委員会副委員長、編集委員
出	16	金子 祐一	農政委員会委員長
出	17	工藤 篤	
出	18	佐藤 幸悦	
出	19	會田 典男	
出	20	椎名 俊明	運営委員、編集委員
出	21	森田 誠一	
出	22	伊藤 博良	
出	23	遠藤 紀江	会長職務代理者、編集委員会委員長
出	24	大築 義雅	会長

第26回総会（定例）

日 時：令和4年6月13日（月）

午後1時15分から

場 所：山形市役所 10階 1002会議室

山形市農業委員会

第26回総会（定例）次第

1 開 会

2 挨 拶

3 議事録署名委員の選出及び書記の任命について

4 議 事

議第118号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第119号 農地法第5条の規定による許可申請について

5 報 告

- (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- (2) 農地法第4条届出書の受理について
- (3) 農地法第5条届出書の受理について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (5) 農地改良届出書の受理について
- (6) 農地改良完了報告書の受理について
- (7) 農地法第4条の規定による許可について
- (8) 農地法第5条の規定による許可について

6 連絡事項

次回の総会（定例）について 令和4年7月13日（水）

次回の委員調査について 令和4年7月11日（月）

7 そ の 他

(1) 農地パトロールについて

①調査協力員の選出依頼

(滝山、東沢、南山形、蔵王、本沢、大曾根、西山形、村木沢、
楯山、高瀬、山寺)

②農地パトロールの説明会について

令和4年7月26日（火） 午後（時間未定）
山形市役所11階大会議室

(2) 令和3年度活動の点検・評価について

(3) 令和4年度の最適化活動の目標設定等について

8 閉 会

第26回総会議事録

(令和4年6月13日(月) 市庁舎10階 1002会議室)

出席委員 24名

欠席委員 0名

開 会 午後1時15分

事務局	<p>現在の出席委員数をご報告いたします。</p> <p>在任委員数24名、出席委員数24名で、出席委員数が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。</p> <p>なお、本日は農地利用最適化推進委員で第1ブロックから石沢覚推進委員、第2ブロックから渡邊祐助推進委員、第3ブロックから丹野菊男委員、第4ブロックから森谷正美推進委員が出席しております。山形市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、会長が議長となります。なお、本日の傍聴人はおりません。</p> <p>ここで、議長より開会及びあいさつをお願いします。</p>
	<p>(開会) 及び (あいさつ)</p>
議長	<p>それでは、これより議事を進めます。</p> <p>はじめに、議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りします。慣例により、議長より指名させていただくことでご異議ございませんでしょうか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議事録署名委員については、15番新関委員、16番金子委員にお願いし、書記に武藤主幹を任命します。</p>
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議第118号農地法第3条の規定による許可申請について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>はい。議長。</p> <p>議案書は1ページ、議第118号農地法第3条の規定による許可申請についてをお願いします。</p> <p>案件は2ページから4ページに記載した18件となります。</p> <p>12号は、東沢地区新山の畠3筆9.4aについて、経営拡張に係る所有権移転となる案件であります。</p> <p>譲受人は自宅に隣接する当該農地を譲受け、山菜を栽培します。</p> <p>13号は、西山形地区門伝の田2筆11.8aについて、代替地取得に係る所有権移転となる案件であります。</p>

	<p>で土地収用された農地 26.1 a に代わり取得するもので、水稻栽培を行います。</p> <p>14号は、金井地区追散の畠 2.7 a について、経営拡張に係る所有権移転となる案件であります。</p> <p>譲渡人は楢沢地区から生活拠点を移した後も、当該農地を家庭菜園的に利用しておりましたが、高齢化で耕作困難となつたため耕作可能な方を探しております。譲受人は蔬菜類栽培を行います。</p> <p>15号は、本沢地区長谷堂の畠 6.1 a について、新規就農に係る所有権移転となる案件であります。委員調査案件となっております。</p> <p>16号は、本沢地区長谷堂の畠 4筆 44.4 a について、新規就農に係る所有権移転となる案件であります。委員調査案件となっております。</p> <p>3ページをご覧ください。</p> <p>17号から19号は、大郷地区八幡前の畠合計 4筆 37 a について、新規就農に係る使用貸借権と賃借権設定となる案件であります。委員調査案件となっております。</p> <p>20号から21号は、出羽地区漆山の樹園地 4筆 30.6 a について、新規就農に係る賃借権設定となる案件であります。委員調査案件となっております。</p> <p>22号から23号は、明治地区灰塚の樹園地と畠 3筆合計 78.7 a について、新規就農に係る賃借権設定となる案件であります。委員調査案件となっております。</p> <p>4ページをご覧ください。</p> <p>24号から26号は、蔵王地区南半郷の田 3筆合計 36.8 a について、新規就農に係る賃借権設定となる案件であります。委員調査案件となっております。</p> <p>27号は、飯塚地区飯塚町の畠 1.6 a について、経営拡張に係る賃借権設定となる案件であります。委員調査案件となっております。</p> <p>地籍調査により財務省所管の国有地であることが判明した当該農地を現在耕作している借受人に貸し付けるもので、これまでどおり蔬菜栽培を行います。</p> <p>28号は、出羽地区七浦の畠 5筆合計 33.3 a について、経営拡張に係る賃借権設定となる案件であります。委員調査案件となっております。</p> <p>29号は、大郷地区西中野の樹園地 20 a について、経営拡張に係る賃借権設定となる案件であります。</p> <p>譲受人は同地区内で桃やサクランボを栽培している認定農業者で、山形農協の桃団地を借り受けます。</p> <p>以上の18件につきまして、許可相当と考えております。</p> <p>ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p> <p>議長 それでは、調査委員の報告をお願いします。</p> <p>なお、案件が多いので説明は簡潔にお願いしたいと思います。</p> <p>はじめに、15号について1番安達委員から報告をお願いします。</p>
--	---

安達委員	<p>1番安達です。15号につきまして報告いたします。申請人、申請土地については議案書記載のとおりです。権利の種類は所有権移転で、新規就農であります。譲受人は[■]歳。農業従事日数は[■]日。世帯状況は[■]で暮らしております。現在[■]の畑を所有していますが、現在未栽培で草刈りなど保全している状況ということでした。農機具については。トラクター、草刈り機を所有しております。本沢の今野委員の指導の下、大豆栽培を行いたいとのことでした。譲渡人は高齢のための経営縮小となります。以上、調査の結果許可相当と判断しました。</p>
議長	<p>次に、16号について22番伊藤委員より報告願います。</p>
伊藤委員	<p>22番伊藤です。16号について報告いたします。申請人、申請地については議案書記載のとおりです。権利の種類は所有権の移転、新規就農です。譲受人は造園業を営んでおりますが、これまで山から採取してきたアオダモの苗木を栽培していきたいとのことです。大体苗木を50本から100本栽培し、販売していきたいとのことです。農機具の所有状況ですが、バックホー3台、トラック1台、動噴1台とのことでした。通作距離は[■]で約[■]とのことでした。譲渡人は高齢での経営縮小となります。以上、調査の結果許可相当と判断いたしました。</p>
議長	<p>次に17号から19号について1番安達委員よりご報告願います。</p>
安達委員	<p>1番安達です。17号から19号についてご報告いたします。申請人、申請地については議案書に記載のとおりです。権利の種類は17号は使用貸借権の設定。18号・19号は賃借権の設定です。新規就農案件となります。[■]頃から畑を借りて農業を始めたいと考えていましたが、なかなか見合った農地がなく、今日まで来たそうです。これまでには[■]の[■]で研修といいますか手伝いをしていましたが、今回申請地を借りて念願の農業を始めたいということでした。農業従事日数は270日、一人での経営になるとのことです。申請地には野菜を栽培して経営していきたいとのことです。農機具の所有状況ですが、トラクター1台、耕運機3台、軽トラック1台を持っているそうです。17号は無償で貸すそうです。18号は総額[■]円で貸すそうです。19号は10aあたり[■]円で貸すそうです。通作距離は[■]で約[■]で着くそうです。以上、調査の結果許可相当と判断いたしました。</p>
議長	<p>次に20号・21号について22番伊藤委員より報告願います。</p>

伊 藤 委 員	22番伊藤です。20号・21号について報告いたします。申請人、申請地については議案書に記載のとおりです。権利の種類は賃借権の設定。新規就農案件であります。譲受人は[■]歳。農業従事日数は300日、世帯には[■]と[■]がいるとのことです。申請地は樹園地であり、桃の栽培をすることでした。[■]にUターンで市内へ[■]の[■]に就職しておりました。20号の申請地は桃を栽培していきたいとのことです。21号の申請地はリンゴと梨が植えられており、そのまま引き継いでいきたいとのことです。農機具は軽トラックが1台、リースにて耕運機とSSを借りることです。譲渡人は[■]歳と[■]歳であり高齢による経営縮小とのことです。以上、調査の結果許可相当と判断いたしました。
議 長	次に22号・23号について1番安達委員より報告願います。
安 達 委 員	1番安達です。22号・23号について報告いたします。申請人、申請地については議案書に記載のとおりです。権利の種類は賃借権の設定、新規就農案件です。22号はJAの桃園地の案件であり、営農指導もJAが行うとのことです。23号には現在サクランボが植えられており、それをそのまま引き継ぐそうです。サクランボを作っていたのは[■]さんという方ですが、[■]さんの分も来月3条を出す予定とのことです。以上、調査の結果許可相当と判断いたしました。
議 長	次に24号から26号までを22番伊藤委員より報告願います。
伊 藤 委 員	22番伊藤です。24号から26号まで報告いたします。申請人、申請地については議案書記載のとおりです。権利の種類は賃借権の設定、新規就農、農地法第3条第3項適用案件です。申請人は土木業及び産業廃棄物処理業ですが、[■]より杉苗の研究をしており、今回農地を借りて本格栽培し、年2回の出荷を目指すとのことです。賃借ですが24号は期間が2年、賃借料は10a当たり[■]円。25号も期間2年、賃借料は10a当たり[■]円、26号も同じです。営農指導は山形県森林協同組合に加入しており、そこから指導も受けるとのことでした。以上、調査の結果許可相当と判断いたしました。
議 長	次に28号について22番伊藤委員より報告願います。
伊 藤 委 員	22番伊藤です。28号について報告いたします。申請人、申請地については議案書に記載のとおりです。権利の種類は賃借権の設定、経営拡張の案件です。申請人は[■]の[■]ですが、農地保有適格者法人です。法人形態は株式会社、事業内容は盆栽、観賞用植物、苗木の生産販売です。申請地には啓翁桜を植えるとのことです。[■]での経営面積は3,503m ² です。農機具の所有状況は、ト

	ラクター、乗用草刈り機、トラック2台。賃借期間は5年で、賃借料は10aあたり[]円で総額[]円ということです。通作距離は[]車で[]です。令和4年4月部会で3条許可した案件であるが、今回法人に貸すのかとお聞きしたところ、[]の時点では法人で農地は持てないと思っていたとのこと。その為、[]の名義で所有したが、その後[]農業委員会の指導で農地保有適格者法人となり、[]でも賃借権での農地を借りて営農しているとのことでした。また[]と[]に土地があるため山形県の認定農業者になる手続きも進めているとのことでした。以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。
議長	ありがとうございます。件数多く、お疲れさまでした。ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。 質問等の際は、議席番号と名前を述べて、発言をお願いします。
丹野委員	6番丹野です。聞き漏らしたようですので、24号・25号・26号の賃借期間をお聞きしたい。
伊藤委員	22番伊藤です。賃借期間は2年です。
丹野委員	6番丹野です。新規就農で2年と短いのは何故か。
伊藤委員	22番伊藤です。杉苗のスパンが2年間だそうで、1周期で状況を見ながら契約更新していきたいという譲渡人の希望です。
	(丹野委員、了承)
議長	他にありませんか。
高橋委員	3番高橋です。16号案件ですが、アオダモの苗ということですが、これは植林にあたらないのか。お聞きしたい。
伊藤委員	22番伊藤です。苗の段階でポットのようなもので覆うと、脇に根が広がることはない。お聞きしました。
議長	事務局から補足ありますか。
事務局	事務局です。成木を植えるということではなく、農地として肥培管理を行うということでの申請です。植林に値しないということで受付しているものです。
高橋委員	3番高橋です。植えっぱなしとなると植林になるが、肥培管理を行うということでの申請であれば大丈夫ということか。

事務局	事務局です。そのとおりです。かなり大きくなつた木はどうするのかというと、本人造園業もしているので、農地から回収し、成木になるまで植え続けることはないということで、申請されたものです。
	(高橋委員、了承)
推名委員	20番推名です。15号についてですが、保全農地があるような説明でしたが、そちらはどうするのでしょうか。
事務局	事務局です。元々の所有農地にも大豆を栽培する計画で申請を受け付けております。
	(推名委員、了承)
鎌水委員	11番鎌水です。28号案件の■さんですが4月に新規就農を個人で取ったと思うのですが、すぐ法人に貸すというのは可能なのか。
事務局	事務局です。法令的には問題ありません。新規就農をした個人が、同じ個人が所属する法人に貸すということになります。これは、4月の時点で農地保有適格者法人になれないと思っていたことがあります。その後、■の指導で農地を持てるようになったということで、村山市でも個人所有の農地を法人にしたので、■も個人所有を法人に貸すという2段階の申請になってしまったということです。
議長	(鎌水委員、了承)
議長	他にありませんか。
高橋委員	3番高橋です。15号案件ですが、保全農地が4反あって新規就農になるのは何故かお聞きしたい。
事務局	事務局です。申請人が相続で取得しただけで、何も植えていなく営農してなかったことから、この度新規就農として申請されたものになります。
	(高橋委員、了承)
草苅委員	8番草苅です。17号から19号について、耕作権等がついてないのか。
安達委員	1番安達です。17号の使用貸借権というのは、元々営農指導している遠藤さんが借りていたもので、管理しもらえるだけがありが

	たいということで、無償で借りていたので、同じようにキッチンと耕作して管理してもらえるならそのまま無償で良いとのことだそうです。18号・19号については通常の賃借権になります。
議長	(草苅委員、了承) 他にありませか。 それではお諮りします。議第118号について、許可することに異議ありませんか。
議長	(異議なしの声あり) 全員異議なしと認め、議第118号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに決します。 次に進みます。 議第119号農地法第5条の規定による許可申請について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。
事務局	はい。議長。 議案書は5ページ、議第119号農地法第5条の規定による許可申請についてをお願いします。 案件は6ページの4件となります。 位置図は9ページからになります。 7ページをお願いします。 1号の申請地は、先月、第25回総会において審議し保留とした案件で、████████の████████ほどに位置する、本沢地区長谷堂の田畠3筆24.2aであります。 転用目的は、████の鉄骨組立、足場仮設工事を中心に工事業を営む法人が、既存の資材置き場施設を敷地拡張するものです。1種農地と判断しております。 本日審議にあたり、追加の資料提出と現地調査を行っております。 次に8ページをお願いします。 8号の申請地は、████の████ほどに位置する、楯山地区青柳の畠3.5aであります。 転用目的は、████改修工事時に必要な仮設事務所および駐車場の設置に係る一時転用です。1種農地と判断しております。 次に9ページをお願いします。 9号の申請地は、████総会で農振除外の意見を決した、████の████ほどに位置する、南山形地区谷柏の畠4.1aであります。 転用目的は、農家分家住宅の建築です。譲受人は、████在住の████の████で、実家周辺の父所有農地に使用貸借権を設定します。1種農地と判断しております。 次に10ページをお願いします。

	<p>10号の申請地は、[REDACTED]の[REDACTED]ほどに位置する、南沼原地区沼木の畠4.7aであります。転用目的は、一般住宅の建築です。譲受人は、市内在住の公務員と会社員で、出身地である[REDACTED]で、敷地内に家庭菜園等を設置できる住宅用地を探していたところ、条件に合う当該農地が見つかり申請にいたったものです。2種農地と判断しております。</p> <p>以上の5件につきまして、許可相当と考えております。ご審議の程よろしくお願ひいたします</p>
議長	それでは、前回保留としました1号案件について、追加資料と調査内容について事務局から説明を求めます。
事務局	事務局です。参考資料について説明させていただきます。参考資料2をご覧ください。この度の事業計画における造成についての安全対策、周辺農地への被害防除対策についてお聞きしました。擁壁設置を必要としない勾配にすること。何度も転圧を繰り返して造成していくこととお聞きしております。雨水についても浸透圧を分散する対策として側溝を設置します。許可について、周辺農地に被害が及ばないように、土砂崩れ等が起きないような管理をすることを条件として許可書を交付する考えでおります。ご審議よろしくお願ひします。
議長	それでは、6月8日に再調査に立ち会いいただきました、今野委員より報告願います。
今野委員	5番今野です。最初の図面を見ると、道路脇まで土留めがきており危ないのでないかとお聞きしたところ、今回の図面に置いては道路から余裕のあるところで土留めを行うことになりました。一番下の方も心配なわけでしたが、その旨を話したところ、そちらもしっかりと石で固めるよう条件を付けました。雨水の浸透が心配でしたが、業者は大丈夫だとのことでした。地元としても危険のないようにしていただければしょうがないのではないかとのお話をいただきました。許可については条件を明記すれば良いのではないかと思いました。以上です。
草薙委員	8番草薙です。代替え地がないということでどうしてもここになつたというようなものが必要なのではないか。
推名委員	20番推名です。たとえば許可したあと、災害が起きた場合には農業委員会が訴えられるようなことにならないのか。
事務局	事務局です。8番草薙委員がおっしゃったように代替え地がないのかは確認しなければならない事項かと思います。許可後に災害が起きた場合に訴えられるということについては、現在の許可基準で許

	可したとしか言いようがありません。また、新たな許可基準を農業委員会で独自で作ることは不可能であるため、逆に何故許可出来ないのかとの訴えにも何も言えなくなる状態です。
長澤委員	10番長澤です。浸透用側溝の基準はどこから来たのか。
事務局	事務局です。面積に対して必要な計算をしたうえで、設置するということです。
議長	他にありませんか。 それでは、お諮りします。議第119号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	全員異議なしと認め、議第119号農地法第5条の規定による許可申請について、許可することに決します。 これで議事を終了します。 次に、報告事項について、事務局から報告願います。
事務局	はい。議長。 報告事項は、案件名とその件数を読み上げさせていただきます。 議案書11ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について 内容は12ページから20ページまでの17件です。 議案書21ページ、農地法第4条届出書の受理について 内容は25ページの1件です。 議案書23ページ、農地法第5条届出書の受理について 内容は24ページから25ページまでの7件です。 議案書26ページ、農地法第18条第6項の規定による通知の受理についてについて 内容は27ページの7件です。 議案書28ページ、農地改良届出書の受理について 内容は29ページの3件です。 議案書30ページ、農地改良完了報告書の受理について 内容は31ページの1件です。 議案書32ページ、農地法第4条の規定による許可について 内容は33ページの1件について許可証を交付しております。 議案書34ページ、農地法第5条の規定による許可について 内容から35ページから36ページまでの6件について許可証を交付しております。 報告事項は以上でございます。
議長	次に6連絡事項について、事務局よりお願いします。

事務局	はい。議長。 次の定例総会は、令和4年7月13日 水曜日に開催予定です。 委員調査については、調査日は、7月11日 月曜日の予定です。 調査委員は、「2番 石川委員」「3番 高橋委員」にお願いしたいと思います。 件数が多い場合などは「4番 井上委員」にもお願いする場合がございます。よろしくお願いいたします。
議長	次に、7のその他について事務局よりお願いします。
事務局	はい。議長。 (1) 農地パトロールについて ①調査協力員の選出依頼 ②農地パトロールについて (2) 令和3年度活動の点検・評価について (3) 令和4年度の最適化活動の目標設定について 資料に基づき説明する。
議長	他に皆さんからありませんか 何もなければ、これで第26回総会を終了します。ご苦労様でした。 (閉会午後3時30分) 以下余白

以上、議事のてん末を記録し相違ないことを認め署名します。

議長

議事録署名委員

議事録署名委員